

社会福祉法人真地福祉会 役員等の報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人真地福祉会役員等（評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員、第三者委員）に対する報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(役員等報酬)

第2条 各年度による報酬総額の上限は、評議員は定款第8条に定める20万円、理事30万円、監事10万円、評議員選任・解任委員11万円、第三者委員20万円とする。

- 2 役員等が理事長の召集に応じ、各会に出席したときは、日当6,000円を支給する。
- 3 監事が会計監査のため出勤したときは、日当10,000円を支給する
- 4 第三者委員が苦情処理等の為に出勤をしたときは、日当10,000円を支給する
- 5 上記の他、理事長が必要と認めた業務を執行したときは、日当6,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 第1条に定めるものが、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 第1条の旅費の支給方法は、あさひ保育園職員旅費規程に準じ、園長級相当とする。

(慶弔見舞金)

第4条 第1条に定めるものが、慶弔または罹災及び傷病した場合は、あさひ保育園慶弔見舞金支給規程に準じ、金額については50,000円を限度額とし、その都度理事長が決定し、支給する。

(表彰)

第5条 第1条に定めるものが、満25年以上貢献した場合、商品券(20,000円を限度とする)を授与する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

- 1 この規程は平成11年1月23日から施行する。
- 2 平成3年4月1日施行は廃止する。
- 3 平成25年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 平成29年4月1日から一部改正し施行する。
- 5 令和元年6月14日から一部改正し施行する。
- 6 令和3年6月17日から一部改正し施行する。